

# 要介護(要支援)認定申請の流れ

## ①要介護(要支援)認定の仮申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護(要支援)認定の申請が必要になります。まずは仮申請票をご提出いただくことで、下記の書類を発行してお渡しします。

### 【市へご提出いただく書類】

#### 仮申請票

用紙は市役所窓口でご用意しておりますが、市のホームページからも入手可能です。

〈藤井寺市ホームページ (<http://www.city.fujiidera.lg.jp/>)〉

ホーム>組織からさがす>健康福祉部>高齢介護課>業務案内>介護保険>介護保険制度について>要介護(要支援)認定申請の手続き>要介護(要支援)認定の仮申請票

### 【市からお渡しする書類】

- ① 介護保険申請書 (白色)
- ② 認定調査日の連絡について (ピンク色)
- ③ 主治医意見書 ※主治医が藤井寺市内の医療機関の場合のみ
- ④ 予診票 ※主治医が藤井寺市内の医療機関の場合のみ



## ②主治医意見書



主治医意見書は、介護を受けられる方の主治医が作成するものです。主治医がない場合は、市の指定医の診察が必要です。

### ■主治医が藤井寺市内の医療機関の場合

①の仮申請時にお渡しした④予診票に必要事項をご記入のうえ、③主治医意見書とともに主治医の医療機関にご提出ください。

### ■主治医が藤井寺市外の医療機関の場合

市から直接医療機関に主治医意見書を郵送し、作成を依頼します。

※ 主治医意見書は医療機関から直接市へ提出されます。

※ 申請者の意見書作成料の自己負担はありません。



## ③要介護(要支援)認定の本申請



①の仮申請時にお渡しした書類 (①介護保険申請書、②認定調査日の連絡について) が完成しましたら本申請を行います。本申請には下記の書類をご提出いただきます。

### 【市へご提出いただく書類】

- 介護保険申請書 (①の白色の用紙)
- 認定調査日の連絡について (②のピンク色の用紙)
- 介護保険被保険者証 (ピンク色)
- 健康保険被保険者証 ※40～64歳の方の場合のみ





#### ④ 認定調査



介護認定調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。



#### ⑤ 審査判定



認定調査結果と主治医意見書に基づき、**介護認定審査会**による要介護度の判定が行なわれます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者によって構成されています。



#### ⑥ 認 定



申請者に認定結果を通知します。

申請から認定結果の通知までにかかる期間は、約1か月です。

**認定結果は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。**

##### 【認定の有効期間】

■新規、変更申請：原則6ヶ月（状態に応じ12ヶ月までの期間で設定されます。）

■更新申請：原則12ヶ月（状態に応じ48ヶ月までの期間で設定されます。）

※ 有効期間を経過すると介護サービスが利用できないので、有効期間満了までに認定の更新申請が必要となります。

※ 身体の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護(要支援)認定の変更の申請をすることができます。